

資料

令和7年6月22日執行

和泊町長選挙

立候補予定者事務説明会



日 時 令和7年5月20日（火）午後2時から

場 所 和泊町役場 結いホール

和泊町選挙管理委員会

会 次 第

1 開 会

2 開会のあいさつ 和泊町選挙管理委員会委員長

3 訓 話 沖永良部警察署生活安全刑事課
沖永良部警察署交通課

4 選挙運動用通常葉書の差出について
名瀬郵便局

5 立候補事務説明 選挙管理委員会書記

6 協 議

① 立候補届出関係書類の事前審査について

日 時 令和7年6月9日(月)

①午前9時から ②午前10時30分から

③午後1時から ④午後2時30分から

⑤午後4時から

場 所 和泊町選挙管理委員会室

② 選挙運動用自動車による選挙運動について

7 質疑応答

8 閉会のあいさつ 和泊町明るい選挙推進協議会長

1 和泊町長選挙の主要日程

年月日	内容
6月9日（月）	○立候補届出書類等の事前審査 （時間等は別途指定） 選挙管理委員会室
6月16日（月）	○選挙人名簿登録基準日及び登録日
6月17日（火）	○選挙期日の告示，諸告示，立候補届出受付 ○選挙運動の初日 17日 立候補届出受付終了後から午後8時まで 18日～21日 午前8時から午後8時まで
6月18日（水） ～21日（土）	○期日前投票 午前8時30分から午後8時まで 役場結いホール ○不在者投票 午前8時30分から午後8時まで 選挙管理委員会室
6月19日（木）	○選挙立会人届出期限（午後5時まで）
6月21日（土）	○選挙運動最終日（午後8時まで）
6月22日（日）	○投票 午前7時から午後6時 町内4投票所 ○開票 午後8時から 和泊町防災拠点施設 やすらぎ館
6月23日（月）	○当選告知・当選証書付与式 午前10時から 役場結いホール
7月7日（月）	○選挙運動用収支報告書提出期限（午後5時まで）
7月8日（火）	○供託証明書返還，没収処理

2 立候補の方法

(1) 届出の方法

立候補の方法	本人届出	候補者になろうとする者自身の名によって届け出る方法
	推薦届出	他人を候補者にしようとする者（候補者の承諾を得た推薦人）が届け出る方法

※推薦届出人は選挙の行われる区域内の選挙人名簿に登録されていなければなりません。

届出先及び方法

本人届出及び推薦届出のいずれの場合も郵便によることなく**文書**で**選挙長**へ届け出なければなりません。（必ずしも届出者本人が手続する必要はありません。）

(2) 届出に必要な書類

届出は、次の書類に必要な事項を記載のうえ、添付書類を添えて**期限**までに提出してください。

No.	届出書類	備 考
1	候補者届出書(本人届出)又は 候補者届出書(推薦届出)	本人による届出か推薦による届出かで 様式が異なります。
2	供託証明書	町長：50 万円
3	宣誓書	
4	所属政党(党派)証明書	無所属の場合は不要
5	戸籍謄本又は抄本	最近のもの
6	通称認定申請書	通称使用を希望しない場合は不要
7	履歴書	別添様式のとおり
8	候補者推薦届出承諾書	推薦による届出の場合のみ

※ の書類は、事前に準備しておくことが望ましい書類です。

(3)立候補届出の受付

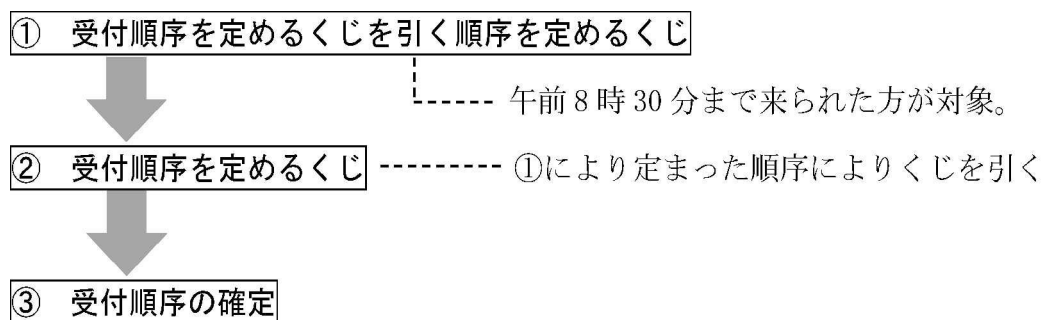
ア 日時及び場所

日 時	令和7年6月17日(火) 午前8時30分 から 午後5時 まで
場 所	和泊町役場 結いホール

※選挙期日の告示日の1日間のみ受付となります。

イ 受付要領

受付日の午前8時30分までにこられた方に限り、次の要領でくじにより受付順序を定めて行います。午前8時30分以降は到着順に受け付けます。



ウ 届出日の留意事項

届出会場への入室は1陣営につき候補者(又は代理人)と付添1名とさせていただきます。届出書類に使用した届出名義人の印鑑をご持参ください。

3 届出書等の記載要領

届出書等の記載に当たっては、以下の記載要領とともに、別添の「立候補届出様式記載例」を参考にしてください。

なお、提出書類については、全て共通の印鑑をご使用ください。(供託書も同じ)

1 届出書(本人届出、推薦届出) 心得 P8, P12

(1) 文字

届出事項は正確に「楷書」で記入してください。

(2) 候補者氏名

戸籍簿に記載されている氏名を記入してください。

ふりがなは「ひらがな」で記入してください。

通称名を記載したり、仮名書に直したりすることはできません。

戸籍簿の氏名に対応する常用漢字表及び人名漢字表に記載されている文字を使用することは差し支えありません。

(例) 澤→沢 櫻→桜 榮→栄 壽→寿 廣→広 斎→齊 嶋→島 實→実

(3) 本籍及び住所

戸籍簿及び住民票に記載されているとおり、正確に番地まで記入してください。

本人届出の場合は、届出書と供託証明書の住所が一致しなければなりません。

本籍と住所が同じであっても「同上」「同」「〃」等と記入しないでください。

(4) 年齢

選挙期日(令和7年6月22日)現在の満年齢を記入してください。

(5) 党派

立候補届出書に添付する「所属政党(党派)証明書」に記載してある政党等の名称を正確に記入してください。

どこの政党等にも所属していない場合又は所属していても証明書の交付を受けられない場合は「無所属」と記入してください。

(6) 職業

主な職業を1つ記載してください。(例) 農業 など なるべく具体的に記入してください。
また、元〇〇とせず、現況を記入してください。

(7) 一のウェブサイト等のアドレス

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記入してください。(※利用がある場合のみ)

※ウェブサイト等 ⇒ ホームページ、ブログ、インスタグラム、エックス(旧ツイッター)やフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継等)

2 添付書類

(1) 宣誓書 心得 P10

候補者となることができない者でない旨の宣誓書。

(2) 所属党派証明書（※無所属の方は、必要ありません） 心得 P10

所属党派証明書の発行者は、各政党とも選挙の種類によって本部等で決めているので、それ以外の者、例えば、総裁、委員長等が証明書の発行権者になっているにもかかわらず都道府県支部長等が証明したようなものは、権限のない者のした証明書であって証明の効力が無いこととなるため、誤りの無いように留意してください。

(3) 戸籍の謄本又は抄本 心得 P11

なるべく最近のものを提出してください。

(4) 通称認定申請書 心得 P11

この申請書は、次のような場合に提出してください。通称の使用が認定された場合、申請された呼称は、立候補届出の告示、選挙公報及び投票所内の氏名掲示等に使用されることになります。

なお、候補者届出書に添えないで通称認定申請書を提出しても受理されませんので注意してください。（必ず候補者届出書に添付してください。）

ア 戸籍簿に記載された氏名を、その読みにしたがって、仮名書（ひらがな、かたかな）にする場合

例）（戸籍簿）和泊 太郎 ⇒（呼称）わどまり 太郎 （呼称）和泊 たろう

イ 本名（戸籍名）以外の呼称が、本名に代わるものとして広く通用している場合に、その呼称を選挙に使用し、また、使用されることを希望する場合

例）（戸籍簿）和泊 太郎 ⇒（呼称）鹿児島 三郎

イの申請の場合は、申請書提出の際に、その呼称が本名に代わるものとして広く通用していることを証明する資料（公の機関の発行する書類、手紙、はがき等の信書、名刺、著書など）を提出する必要があります。

3 供託証明書（※必ず原本を提出してください） 別冊資料参照

(1) 供託額及び供託物 心得 P6

ア 供託額

区 分	供託額
町長候補者	50 万円

イ 供託物

現金又は国債証書(振替国債を含む)を納入する。

(2) 供託者

届出区分	供託者
本人届出	公職の候補者となるべき本人
推薦届出	推薦届出者

※ いずれの場合も供託書には候補者となるべき者の戸籍名がそれぞれ定められた欄に記載されていなければなりません。

(3) 供託の時期

選挙の告示前であってもあらかじめ供託することができます。立候補届出後、選挙運動に入ることを考慮すると、告示前に供託を済ませておくことが望ましいと思われます。

(4) 供託手続き

指定の様式による供託書を鹿児島県地方事務局奄美支局に提出し、所要の審査を経て公布された供託書正本に供託物(現金又は国債証書)を添えて指定の日本銀行又は代理店に供託金を払い込み、証明書を受け取ります。

※この証明書は、立候補届出に添付しなければなりません。

(5) 供託物の没収

次に該当する場合は、いずれも供託金は没収されます。

ア 候補者の得票数が供託物没収点に達しない場合

選挙区分	供託物没収点
町長選挙	有効投票総数×1/10

イ 候補者が立候補を辞退した場合

ウ 候補者が立候補禁止の公職に就いたため立候補を辞退したとみなされる場合、又は届出が却下された場合

(6) 供託物の返還

次に該当する場合は、いずれも供託物は返還されます。

ア 上記(5)のア～ウの要件に該当しない場合

イ 選挙の全部が無効となった場合

ウ 候補者が選挙期日の投票開始時間までに死亡した場合

エ 無投票の場合

4 立候補の辞退 心得 P16

立候補を辞退する方は、選挙長に文書で告示日（6月17日午後5時まで）に辞退の届出をしなければなりません。なお、それ以後は立候補届出を辞退することはできません。

5 立候補届出に伴う諸届出手続

(1) 選挙事務所設置(異動)届 心得 P17, P22

(※この届出は、立候補の届出と同時に行ってください。)

候補者又は推薦届出者は、選挙事務所を1箇所設置することができます。選挙事務所の異動は1日1回しかできません。異動(廃止)があった場合は、直ちに届出てください。

選挙事務所が投票所を設けた場所の入口から300m以内(直線距離)にある場合、選挙当日は閉鎖または当日前に300m以外の地に異動しなければなりません。

(2) 出納責任者選任届 心得 P17, P44

(※この届出は、立候補の届出と同時に行ってください。)

候補者は出納責任者1人を選任しなければなりません。選挙運動に関する収入・支出は、出納責任者が全て取り扱うことになります。選任の方法は以下のとおりです。

- 候補者が出納責任者を選任する方法
- 候補者が自ら出納責任者になる方法

出納責任者の異動(解任又は辞任)があった場合は、解任又は辞任のあったことを証する書面を添えて届け出てください。

(3) 報酬を支給する者の届出書 心得 P17, P45

選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者については、使用する前に届け出た者に限り報酬を支給できます。

届出できる員数は、1日に報酬を支給できる人数の5倍を超えない人数までは、届けることができます。

「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動に関する事務に従事する者として雇い入れた者で、総括主宰者、出納責任者など選挙運動の中心的な者、親族等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。

- 支給できる期間 届出の日から選挙期日前日までの間

●支給できる員数

選挙区分	員 数	届出できる員数
町長選挙	○ 1日につき9人以内 ○ 選挙運動期間中を通じ異なる者45人以内	9人×5=45人以内

●支給額

区 分	支給額
事務員	1人1日につき 10,000 円以内
車上(船舶)運動員, 手話通訳者及び要約筆記者	1人1日につき 15,000 円以内

(4) 選挙立会人となるべき者の届出書 心得 P17

候補者は、選挙会（開票事務）に立ち会う選挙立会人1人を定めて、

選挙期日の3日前(6月19日(木))までに、選挙長に届け出ることができます。

(5) 公営施設使用の個人演説会開催申出書 心得 P40

候補者は、公営施設を使用して個人演説会を開催することができます。開催しようとする場合は、開催すべき日前2日までの午後5時までに選挙管理委員会へ申し出てください。

施設の使用に際しては、諸行事のため制限される場合があります。

《参 考》立候補のときに必要な書類(本人届出の場合)

区 分	書類名称	備 考
候補者届出書	候補者届出書	
添付書類	宣誓書	
	所属党派証明書	無所属の場合は不要
	戸籍の謄本又は抄本	3 か月以内に発行されたもの
	履歴書	
	通称認定申請書	通称を使用する場合に必要
	供託証明書	
諸届出書類	選挙事務所設置届	
	出納責任者選任届	
	報酬を支給する者の届出書	
	選挙立会人となるべき者の届出書, 同承諾書	選挙立会を求める場合
	公営施設使用の個人演説会開催申出書	公営施設で個人演説会を実施する場合のみ
選挙公営関係書類	選挙公報掲載申請書	
	契約届出書	(自動車・ビラ・ポスター)
	確認申請書	(燃料・ビラ・ポスター)

《推薦届出に必要な書類》

推薦届には, その推薦人が選挙人名簿に登録されている旨の選挙管理委員会の委員長が発行する選挙人名簿登録証明書と候補者推薦届出書が必要です。その他の記載上の注意事項及び添付書類は, 本人届出の場合と同様です。

6 立候補と同時に申し渡す証明書等

	種 別	数 量
1	自動車（船舶）用表示板	1 枚
2	拡声器用表示板	1 枚
3	街頭演説用標旗	1 流
4	乗車（船）用腕章	4 枚
5	運動員用腕章	11 枚
6	候補者用たすき	1 枚
7	選挙運動費制限額告示の写し	1 部
8	候補者用リボン（白ばら）	1 個
9	実費弁償額告示の写し	1 部
10	選挙運動用葉書使用証明書	1 部
11	選挙運動用通常葉書差出票	25 枚
12	通称認定書（申請者のみ）	

留意事項

上記の物件は法定交付物件となるため受領と同時にその場で数量と確認してください。（※後で不足がある旨、申し出があっても再交付はできません。）標旗、腕章等は全て候補者において氏名を記入してください。街頭演説標旗を支持するポール等は候補者でご用意ください。

7 候補者の申請に応じて交付する証明書等

選挙公営に係る確認書

確認書	枚 数
選挙運動用自動車燃料代確認書	必要枚数
選挙運動用ビラ作成枚数確認書	〃
選挙運動用ポスター作成枚数確認書	〃

8 立候補届出書類の事前審査

立候補の届出, 受付の事務を円滑かつ迅速にするため, 次により届出書類, 選挙公報原稿等の事前審査を行います。審査期日に必ず受けてください。

- (1) 審査期間: 令和7年6月9日(月)
- (2) 時 間: 午前9時 ~ ※協議において指定した時間
- (3) 場 所: 選挙管理委員会室
- (4) 持参するもの
 - 候補者届出書
 - 添付書類
 - 諸届出書類
 - 選挙公報掲載申請書, 原稿(2通), 写真(2葉)※L版
 - 選挙運動用ビラ(種類毎に1枚)
 - 公費負担(契約届・確認申請書)(全経費)
 - 候補者届出書に押印した印鑑

4 立候補の準備行為 (法 129)

選挙運動とは, 特定の選挙において, 特定の候補者の当選を目的として, 投票を得または得させるために直接または間接に選挙人に働きかける行為のことをいいます。

立候補届出前の選挙運動, いわゆる事前運動は禁止されています。

しかし, 次に掲げる行為については, 選挙運動とは区別されており, 事前の準備行為として認められています。

候補者が選挙運動の準備行為としてできること

- 政党等の公認を求める行為
- 選挙事務所借入れの内交渉
- 出納責任者又は選挙運動員就任の内交渉
- 事務員・車上運動員(うぐいす嬢など)や労務者雇用の内交渉
- 個人演説会場借入れの内交渉(公営施設を除く。)
- 演説を依頼するための内交渉
- 選挙運動用葉書による推薦依頼の内交渉(選挙運動用葉書の作成)
- 自動車・拡声器の借入れの内交渉
- 立札, 看板, ポスター等の作成
- 選挙運動資金の調達

以上のような準備行為は、直接選挙人を対象としないものであり、事務上の交渉又は準備に属する行為で、当該行為自体が直ちに投票を得ることを目的としないことから、選挙運動とはなりません。

ただし、これらの行為が併せて得票獲得の意図を持って行われるときは、事前運動となります。例えば、これらの行為に名を借りて投票依頼行為に及ぶとか、不必要に多数の者に対して各種の内交渉がなされる場合は、選挙運動となり禁止されます。

※選挙運動用自動車及び設備外積載許可の申請について

選挙運動用自動車の屋根に看板を取り付ける場合は、警察署の許可が必要です。

(1) 車両に取り付ける看板について

- ① 看板の大きさ 縦 273cm 以下
 横 73cm 以下
 幅 車両の幅（車検証に記載）であること。

- ② 取り付ける看板は、強固で落下・飛散のおそれがないもの。

(2) 必要書類

- ① 設備外積載許可申請書（2通）
- ② 車両見取図「看板を載せた状態」（2通）
- ③ 車検証の写し（2通）
- ④ 運転手（運転する者のすべて）の運転免許証の写し（2通）

※書類審査のためのため、車を持ち込む必要はありません。

(3) 告示日前の注意

- ① 車両に積載した看板は、外から見えないようにシート等で覆いをする。
（走行中に見えたり、透けて見えたり容易に破けるようなものは不可）
- ② たとえ警察署の許可を受けても、告示日に立候補届出を済ませた後、選挙管理委員会から交付される標章を掲示するまではシート等の覆いは取れない。
（取ると公職選挙法違反となりますので、注意してください。）

5 選挙運動費用の制限額

選挙運動費用の法定制限額(最高額)は、次の算式によって算出された額となります。

1 制限額の算式(百円未満は、百円に切り上げ)

選挙区分	制 限 額
町長選挙	選挙人名簿登録者数×110円+130万円

※選挙人名簿登録者数は告示日における人数

- 選挙運動用の制限額には、消費税相当額も含まれた額となります。
- 制限額は選挙の期日の告示日に、町選挙管理委員会が告示することになっています。制限額については、立候補届出のとき別途通知します。
- この制限額を超えて支出すると、候補者の当選無効や出納責任者に罰則が科せられることになりますので注意してください。

2 (参考)登録者数を仮に設定した場合の制限額

令和7年3月1日現在の選挙人名簿登録者数 = 4,911人

選挙区分	算 式	制限額
町長選挙	4,911人×110円+130万円	1,840,210円

6 選挙運動費用に関する事務処理及び収支報告

1 収入・寄附・支出の定義

収入とは、金銭、物品、その他財産上の利益の収受、その収受の承諾及び収受の約束をいう。

寄附とは、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で、党費、会費その他の債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

支出とは、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。

※「供与」とは・・・目的の相手方又はその代理者に渡すこと。

「交付」とは・・・目的の相手方のために仲介人に渡すこと。

参 考

拡声器や選挙事務所に使用する家屋を無料で借りた場合は、通常支払うべき借上料を支払わずに済んだという利益があるから、その借上料に相当する額が収入(寄附)となります。

⇒ 使用料を時価に見積もった額を支出にも計上しなければなりません。

2 出納責任者

(1) 出納責任者の選任及び届出

候補者は、出納責任者 1 人を選任し届出なければなりません。

(2) 出納責任者の責務

出納責任者は、候補者の選挙運動費用の収支について、一切の責任を負い、費用面について全面的な責任と権限を持っています。出納責任者は、会計帳簿を備え、必要事項を記載しなければなりません。

(3) 会計に関する取扱い

ア 選挙運動に関する支出は、出納責任者にのみ与えられた権限であるが、立候補のために要する支出、電話による選挙運動に要する支出及び出納責任者の文書による承諾を得た者の支出はこの限りではありません。

イ 会計帳簿の備付け

出納責任者は、会計帳簿(収入簿・支出簿)を備え付けなければなりません。

ウ 立候補準備のために要した費用の精算

候補者又は出納責任者となった者が支出し、又は他の者がその者と意思を通じて支出したものは、出納責任者は就任後ただちにその候補者又は支出者につき精算し、会計帳簿に記載しなければなりません。

エ 収支報告書の提出

報告書の提出を怠り、あるいはこれに虚偽の記入をした出納責任者は、処罰されます。

提出期限：選挙の期日後 15 日以内(令和 7 年 7 月 7 日(月)まで)

記入に当たっては、記載例を参照してください。

7 選挙運動

法：公職選挙法 令：公職選挙法施行令

項目	内容	根拠法令
供託	1 現金 50 万円又は額面 50 万円の国債証書	法 92①
供託物の没収	1 得票数が、有効投票総数の 10 分の 1 に達しないとき 2 候補者を辞退した場合、公務員となったため立候補の辞退とみなされる場合及び候補者届出が却下された場合	法 93① 法 93②
法定得票数	1 町長選挙 有効投票総数の 4 分の 1 以上の得票	法 95①
選挙事務所 心得 P22	1 設置できる者は、候補者又は推薦届出者に限る。 2 設置できる数は、候補者 1 人につき 1 箇所に限られる。 3 選挙事務所は、1 日につき 1 回を超えて移動することができない。（廃止に伴う設置を含む。） 4 設置又は異動のつど直ちに選挙管理委員会あてに届出書を提出しなければならない。 5 選挙事務所は選挙当日でも設置することができるが、投票所を設けた場所の入口から 300 メートル内の区域には設置できない。 6 選挙事務所を表示するためにその場所において使用できるもの ① ポスター ② 立札 ③ 看板の類 ④ ちょうちん } 大きさは縦 350cm, 横 100cm 以内 数は通じて 3 以内 大きさは高さ 85cm, 直径 45cm 以内 数は 1 個	法 130① 法 131① 法 131② 法 130② 法 132 法 143①⑤ ⑦⑨⑩
選挙運動用自動車 心得 P24	1 使用できる台数は自動車 1 台に限る。 2 使用できる自動車 (1) 乗車定員 10 人以下の乗用自動車 (2) 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車(バン型等) (3) 四輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの(ジープ等) (4) 小型可貨物自動車及び軽貨物自動車 (※町村の選挙のみ使用可能) ただし次のものは使用できない。 ① 構造上宣伝を主たる目的とするもの ② 構造上、屋根・側面・後面の全部又は一部があけっぱなしになっているもの(二輪自動車を除く。) ③ (1), (2) の自動車で屋根がとりはずせたり、開くことができるもの ④ (3) の自動車については、屋根の開閉できるものでも使用できるが、走行中開いて使用することはできない。	法 141① 法 141①⑥ 令 109 の 3

項目	内容	根拠法令
	3 使用中は、選挙管理委員会が交付する<u>表示</u>(表示の交付数は1)を掲げなければならない。 4 乗車できる人数は、候補者、運転手(1人)及び運動員4人以内である。 5 上記の4人は選挙管理委員会が交付する乗車用腕章(腕章の交付数は4)を着用しなければならない。 6 選挙運動用自動車に取り付けて使用できるもの ① ポスター ② 立札 ③ 看板の類 ④ ちょうちん } 大きさは縦 273cm, 横 73cm 以内 数は制限なし 大きさは高さ 85cm, 直径 45cm 以内 数は 1 個	法 141⑤ 法 141 の 2 ① 法 141 の 2 ② 法 143①⑨⑩
拡声機 心得 P26	1 使用できる数、候補者 1 人につき一そろい 2 使用中は選挙管理委員会が交付する<u>表示証</u>(表示証の交付数は1)を掲示しなければならない。 3 このほか、個人演説会(演説を含む。)の開催中、その会場において別に一そろいを使用できる。 (この場合は表示証不要)	法 141① 法 141⑤ 町規 5 法 141① ただし書
頒布することができる文書 図画 心得 P32 心得 P34 心得 P36 心得 P37	1 選挙運動に使用することができる文書図画 ① 選挙運動用通常葉書 ② 選挙運動用ビラ ③ ウェブサイト等を利用する方法(インターネット等を利用する方法のうち電子メールを利用する方法を除いたもの。) ④ 電子メールを利用する方法 2 上記 1 ①～④以外は一切頒布することができない。	法 142① 法 142 の 3 法 142 の 4
通常葉書 心得 P32	1 候補者 1 人につき、2,500 枚が無料で交付される。 2 候補者は、選挙長が発行した候補者用通常葉書使用証明書を和泊郵便局の窓口に提示して交付を受ける。 3 上記の通常葉書には、選挙用である旨の表示がしてある。 4 交付される枚数の全部又は一部の交付を受けない場合は、その交付を受けない枚数に限り、手持ちの通常葉書(私製を含む。)を選挙郵便物に充てることができる。この場合は、郵便局の窓口候補者用通常葉書使用証明書を提示して、当該通常葉書を提出し、選挙用である旨の表示を受けなければならない。 5 記載内容には格別の制限がない。ただし、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となる。 6 通常葉書を差し出す場合には、ポストに入れずに選挙長が発行した選挙運動用通常葉書差出票を添えて和泊郵便局に差し出さなければならない。	法 142①, ⑤ 郵規 2① 郵告 法 142⑤ 法 142⑤ 郵規 2②, 3

項目	内容	根拠法令				
選挙運動用ビラ 心得 P34	1 選挙管理委員会への届出が必要 2 頒布できる枚数等 <table><tr><th>選挙区分</th><th>枚数</th></tr><tr><td>町長選挙</td><td>5,000 枚</td></tr></table> ※1 枚の紙の両面に印刷すること、色刷りが可能であり、2 種類以内 3 ビラの大きさは、長さ 29.7 cm、幅 21 cm (A 4 版) 以内 4 頒布方法及び場所 ① 新聞折込み ② 候補者の選挙事務所内 ③ 個人演説会の会場内 ④ 街頭演説の場所 ※①～④以外は認められない。 5 頒布するビラには、表面に頒布責任者及び印刷者の氏名(法人の場合は名称)及び住所を記載し、選挙管理委員会の交付する証紙を張らなければならない。	選挙区分	枚数	町長選挙	5,000 枚	法 142① 法 142⑧ 法 142⑥ 令 109 の 6 ① 法 142⑦⑨
選挙区分	枚数					
町長選挙	5,000 枚					
ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布 心得 P36	1 選挙運動のために使用する文書図画は、ウェブサイト等を利用する方法により、頒布することができる。 2 ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法(電気通信の方法(放送を除く。))により、文書図画をその受信する者が使用する通信端末機器の映像面に表示させる方法)のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいう。 ※ウェブサイト等 ●ウェブサイト(いわゆるホームページ) ●Instagram、X(旧ツイッター)、Facebook 等の SNS ●動画共有サービス ●動画中継サービス 3 選挙運動に使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、その掲載したものに連絡をする際に必要となる電子メールアドレス等が、受信の通信端末器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。 4 ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができる。ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られており、選挙期日当日の更新はできない。	法 142 の 3 ① 法 142 の 3 ① 法 142 の 3 ③ 法 142 の 3 ②				

項目	内容	根拠法令						
電子メールを利用する方法による文書図画の頒布 心得 P37	1 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者に限って頒布することができる。 2 電子メールを利用する方法とは、特定電子メールの適正化等に関する法律第2条第1号に規定する方法をいい、その全部又は一部にシンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通信方法(SMTP方式)と、電話番号を送受信のために用いて情報を伝達する通信方法(電話番号方式)の2つが定められている。 3 選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレス宛てにのみ、送信できる。 <table><thead><tr><th>送信対象者</th><th>送 信 対 象 電 子 メールアドレス</th></tr></thead><tbody><tr><td>あらかじめ、選挙運動用電子メールの求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。)</td><td>選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス</td></tr><tr><td>政治活動用電子メール(選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等)を継続的に受信している者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。)であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの</td><td>政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの</td></tr></tbody></table> 4 選挙運動用電子メール送信者は、電子メールアドレスを明らかにして選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールを送信することはできない。 5 選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信を求め・同意をした者に対し送信する場合は、<u>以下の事実を証する記録を保存しておかなければならない。</u> (1) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。 (2) 選挙運動用電子メールの送信を求め・同意があったこと。	送信対象者	送 信 対 象 電 子 メールアドレス	あらかじめ、選挙運動用電子メールの求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。)	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス	政治活動用電子メール(選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等)を継続的に受信している者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。)であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの	法 142 の 3 ① 法 142 の 4 ① 法 142 の 4 ②
送信対象者	送 信 対 象 電 子 メールアドレス							
あらかじめ、選挙運動用電子メールの求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。)	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス							
政治活動用電子メール(選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等)を継続的に受信している者(その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。)であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの							

項目	内容	根拠法令								
	6 選挙運動用電子メール送信者は、政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メール送信の通知に対し、返信しないよう求める通知をしなかったものに対し送信する場合には、<u>以下の事実を証する記録を保存しておかなければならない。</u> (1) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと。 (2) 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること。 (3) 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。 7 電子メールを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、当該文書図画に<u>次の事項を正しく表示しなければならない。</u> (1) 選挙運動用電子メールである旨 (2) 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称 (3) 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨 (4) 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先 8 告示日から選挙期日までの間、電子メールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、当該文書図画に次の事項を正しく表示するようしなければならない。 (1) 頒布者の電子メールアドレス (2) 頒布者の氏名・名称	法 142 の 4 ⑤ 法 142 の 4 ⑦ 法 142 の 5 ②								
選挙運動のための有料インターネット広告	1 以下の有料インターネット広告は禁止されている。 (1) 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告 (2) (1)の禁止を免れる行為としてなされる、候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した、選挙運動期間中の有料インターネット広告 (3) 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告	法 142 の 6								
掲示することができる文書図画 心得 P23	1 選挙運動のために使用する文書図画は、次のもの以外は掲示することができない。 (1) 選挙事務所を表示するためにその場所において使用できるもの <table border="0"> <tr> <td>① ポスター</td><td rowspan="3">}</td><td rowspan="3">大きさは縦 350cm、横 100cm 以内 数は通じて 3 以内</td></tr> <tr> <td>② 立札</td></tr> <tr> <td>③ 看板の類</td></tr> <tr> <td>④ ちょうちん</td><td></td><td>大きさは高さ 85cm、直径 45cm 以内 数は 1 個のみ</td></tr> </table>	① ポスター	}	大きさは縦 350cm、横 100cm 以内 数は通じて 3 以内	② 立札	③ 看板の類	④ ちょうちん		大きさは高さ 85cm、直径 45cm 以内 数は 1 個のみ	法 143①⑦ ⑨⑩
① ポスター	}	大きさは縦 350cm、横 100cm 以内 数は通じて 3 以内								
② 立札										
③ 看板の類										
④ ちょうちん		大きさは高さ 85cm、直径 45cm 以内 数は 1 個のみ								

項目	内容	根拠法令
心得 P25	(2) 選挙運動用自動車又は船舶に取り付けて使用できるもの ① ポスター } 大きさは縦 73cm, 横 273cm 以内 ② 立札 } 数は制限なし ③ 看板の類 } ④ ちょうちん } 大きさは高さ 85cm, 直径 45cm 以内 数は 1 個のみ	法 143①⑨⑩
心得 P29	(3) 候補者が使用するタスキ, 胸章, 腕章の類	法 143①
心得 P41	(4) 個人演説会場で, その演説会開催中使用できるもの ① 会場外 ○ ポスター } 大きさは縦 73cm, 横 273cm 以内 ○ 立札 } 数は通じて 2 以内 ○ 看板の類 } ② 会場内 ○ ポスター } 大きさは縦 73cm, 横 273cm 以内 ○ 立札 } (屋内の演説会場は制限なし) ○ 看板の類 } 数の制限はなし ③ ちょうちん } 大きさは高さ 85cm, 直径 45cm 以内 数は会場内外を通じて 1 個のみ また, ①, ②及び③の文書図画には, <u>その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。</u>	法 143① 法 143①⑧⑨⑩
心得 P31	(5) 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類。	令 110 法 143①
心得 P29	(6) 選挙運動用ポスターは掲示板ごとに各 1 枚を掲示できる。 大きさは長さ 42 cm, 幅 30 cm以内 2 アドバルーン, ネオン・サイン又は電光による表示, スライド映写の類は, 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類を除き, 禁止される。 3 1の(1), (6)の文書図画は, 選挙の当日も掲示しておくことができる。 4 1の(1), (2)又は(4)の文書図画は, 選挙事務所を廃止した時, 自動車, 船舶の使用をやめたとき, 又は個人演説会が終了したときは, 直ちに撤去しなければならない。	法 143①④ 法 144④ 法 143② 法 143⑤⑥ 法 143の2
選挙運動用ポスター	1 ポスターは, 選挙管理委員会が設置する公営ポスター掲示場以外に掲示することはできない。 2 ポスターの大きさは, 長 42 cm, 幅 30 cmを超えてはならない。 3 色彩, 記載内容には制限はない。ただし, <u>その内容が犯罪を構成する場合には, それぞれの法律の処罰の対象となる。</u> 4 ポスターにはその表面に <u>掲示責任者の氏名及び住所, 印刷者の氏名(法人は名称)及び住所</u> を記載しなければならない。	法 143④ 法 144④ 法 144⑤
ポスター掲示場	1 掲示場は区画されており, その区画に右上から一連番号が付されている。 2 候補者は, <u>立候補届出順位の番号と同一の番号を表示した区画に, 選挙運動用ポスター 1 枚を掲示することができる。</u>	法 143④
心得 P32		

項目	内容	根拠法令
	3 1区画の大きさは、おおむね縦横 45 cmとして作製されている。 4 掲示することができる期間は、6月17日から6月21日までである。なお、この期間中に掲示したポスターは、選挙当日も掲示しておくことができる。 また、選挙当日(6月22日)以外は貼りかえることができる。 6 <u>ポスター掲示場設置場所一覧及び図面は、事前審査時に一括交付する予定である。</u>	法 144 の 2 ⑥ 法 129 法 143⑥
新聞広告 心得 P35	1 選挙運動期間中、候補者は有料で2回に限り選挙に関して新聞広告ができる。 2 候補者は、広告しようとする新聞社へ選挙長が発行した新聞広告掲載証明書を提出して申込みをしなければならない。 3 1回の広告の大きさは横 9.6 cm、縦 2 段組以内である。 4 広告の内容は自由である。ただし、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となる。 5 広告する場所は、記事下に限られ、色刷りは認められない。 6 2人以上共同して広告するときも、大きさは1人分の大きさに制限され、回数はそれぞれの候補者につき1回と計算される。	法 149④
個人演説会 心得 P40	1 主催者は候補者に限られるが、演説は候補者以外のものでもできる。 2 公営施設を使用して行う演説会は、<u>開催期日前2日までに文書</u>で選挙管理委員会に申し出なければならない。 <u>公営施設とは</u> ① 学校及び社会教育法上の公民館 ② 地方公共団体の管理する公会堂 ③ 選挙管理委員会の指定する施設 3 <u>公営施設を使用して行う演説会開催申出の用紙は選挙管理委員会が交付したものを使用すること。</u> 4 <u>公営施設使用の場合、候補者1人につき同一施設1回に限り無料である。</u> 5 <u>上記施設の使用時間は、1回について5時間を超えてはならない。</u> 6 録音盤又は録音テープを使用して演説することもできる。 7 公営施設以外の施設を使用する場合は、申出は要しない。任意にその施設の管理者の承諾を得て行うことができる。	法 161, 161 の 2, 162② 法 163 法 161① 令 112① 法 164 令 112③ 法 164 の 4 法 161 の 2

項目	内容	根拠法令
街頭演説 心得 P42	1 演説者がその場所にとどまり、選挙管理委員会が交付する標旗(交付数は1)を掲げてする場合に限られる。 2 街頭演説のための選挙運動に従事する者は 15 人以内で、選挙管理委員会が交付する街頭演説用の腕章又は乗車・船用の腕章を着用していなければならない。 腕章の交付数は { 街頭演説用 11 乗車・船用 4 3 街頭演説をすることができる時間は、午前8時から午後8時までに限られている。また、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏の保持に努めなければならない。 4 録音盤又は録音テープを使用して演説することもできる。	法 164⑤ 法 164 の 7 法 164 の 6 法 164 の 4
連呼行為 心得 P27	1 連呼行為は次の場合に限り許される。 (1) 個人演説会場の場所である場合 (2) 街頭演説(演説を含む。)の場所である場合 (3) 選挙運動用自動車又は船舶の上である場合(午前8時から午後8時までの間に限る。) 2 <u>学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏の保持に努めなければならない。</u>	法 140 の 2 ① 法 140 の 2 ②
演説・連呼行為禁止の場所	<u>次の場所では、公営施設使用の個人演説会のほかは演説及び連呼行為を行うことができない。</u> ① 国、地方公共団体の所有し又は管理する建物(公営住宅を除く) ② 汽車、電車、バス、船舶(選挙運動用は除く。) ③ 病院、診療所その他の療養施設	法 166
選挙公報 心得 P36	1 公営により1回発行する。 2 選挙公報は候補者が提出した原稿をそのまま写真製版により印刷する。 3 原稿は、あらかじめ選挙管理委員会が交付した選挙公報掲載文原稿用紙に縦書きとし、黒色の色素により書かなければならない。(水性のサインペンは避けること。) 4 掲載申請は、<u>原稿及び候補者の写真とともに6月17日(火)午後5時までに選挙管理委員会へ提出</u>しなければならない。 5 掲載申請書に原稿2通、写真は上半身の名刺大写真2葉を添えて提出しなければならない。 6 選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるくじは、6月17日(火)午後5時15分から町選挙管理委員会で行う。 7 選挙公報は、遅くとも6月20日(金)までに各世帯に配布する。 8 法第100条第4項により投票を行う必要がなくなった場合は、選挙公報は発行しない。	法 172 の 2

項目	内容	根拠法令
選挙運動で禁止される行為 心得 P27	1 選挙運動のために<u>戸別訪問をすることは禁止</u>される。 2 いかなる方法をもってするを問わず、戸別に演説会の開催の周知又は候補者の氏名等をいい歩く行為も禁止される。 3 選挙運動のために署名活動をするとはできない。 4 選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等により氣勢を張る行為は禁止される。 5 選挙運動のために、休憩所その他これに類似する設備を設けるとはできない。	法 138① 法 138② 法 138 の 2 法 140 法 133
選挙運動が制限される者 心得 P20	1 選挙事務関係者及び裁判官、警察官、収税官吏等の特定公務員は選挙運動をすることができない。 2 不在者投票管理者は、不在者投票に関してその業務上の地位を利用して選挙運動をすることができない。 3 公務員等(国家公務員、地方公務員で一般職たると特別職たるとを問わずすべての公務員をはじめ、独立行政法人等の役職員等をいう。)は、その地位を利用して選挙運動をすることはできない。また、一般職の公務員は、公務員法上の制限も受ける。 4 教育者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。また、公立学校の教職員は、公務員法上の制限も受ける。 5 満 18 歳未満の者、選挙犯罪者等は、選挙運動をすることができない。	135①, 136 法 135② 法 136 の 2 法 137 法 137 の 2, 137 の 3
飲食物の提供 心得 P28	1 何人も、選挙運動に関し、湯茶及び通常用いられる程度の菓子以外の飲食物は提供できない。 2 選挙運動の期間中に限り<u>選挙運動に従事する者及び労務者に対してのみ、225 食の範囲内</u>で弁当を支給することができる。(候補者 1 人 45 食×5 日分) ただし、選挙事務所で食事をするため又は運動員等が携行するため選挙事務所において支給する場合に限る。 3 前記の弁当料は、<u>1 食につき 1,000 円以内、1 人 1 日につき 3,000 円以内</u>である。	法 139 法 139 令 109 の 2
選挙運動に従事する者等に対する実費弁償及び報酬の支給 心得 P45	1 選挙運動に従事する者には実費弁償を支給することができる。ただし、3 の届出事務員等及び労務者以外の者には報酬を支給することができない。 2 選挙運動のために使用する労務者には、報酬及び実費弁償を支給することができる。 3 選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上において選挙運動のために使用する者(車上運動員)、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者については、立候補届出の日から 6 月 21 日までの間に限り、<u>町長選挙にあっては 1 日 9 人以内</u>で使用前に文書で選挙管理委員会に届け出た者に限り報酬を支給することができる。	法 197 の 2 令 129

項目	内容	根拠法令
	4 3の届出事務員等は, 期間を通じて町長選挙にあつては 45 人以内の員数に限り, 異なる者を届け出ることができる。 5 実費弁償及び報酬の額は, 法令で定められており, 基準以上に支給することはできない。	法第 197 の 2